

平成24年度航空局コンプライアンス推進計画

平成24年12月25日

コンプライアンス推進の強化について

1. 職員の意識改革

職員の職務に関する倫理の保持のための啓発の一環として、外部講師によるコンプライアンス研修やeラーニングなどを、東京及び大阪航空局コンプライアンス推進本部と連携して実施することにより、職員の意識改革を図る。

(1) 外部講師によるコンプライアンス研修を実施

24.12月～25.3月の期間において、19官署延べ45回の研修会を開催する。

①コンプライアンス【基礎編】コース

対象者：全職員

実施官署：本省航空局、東京及び大阪航空局、札幌、東京、福岡及び那覇航空交通管制部、航空保安大学校及び岩沼研修センター並びに部制の10空港事務所を対象とする

時間：2時間

内容等：「コンプライアンスに対する考え方と改善志向」

法令遵守だけがコンプライアンスではないことを理解させ、コンプライアンスにおいては、個人の当たり前より組織の当たり前、組織の当たり前より社会の当たり前、といったことを事例で理解させる、等。

②コンプライアンス【中級編】コース

対象者：管理職員、昨年度に基礎編を受講した職員

実施官署：本省航空局、東京及び大阪航空局、札幌、東京、福岡及び那覇航空交通管制部、航空保安大学校及び岩沼研修センター並びに部制の10空港事務所を対象とする

時間：2時間

内容等：「コンプライアンス活動の課題と予防手法」

コンプライアンス違反が発覚したらどうなるかを認識し、その背景にある人的な問題をマネジメントと絡めて理解させる。民間で効果をあげているコンプライアンス違反を防ぐ手法や失敗事例の紹介、等

(2) eラーニングによる倫理法・倫理規程研修を実施

①幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」(国家公務員倫理審査会企画・制作)

本年度、本省は課長級以上、地方機関は部長級以上に新たに任用された職員の受講を義務化。

②一般職員用自習研修教材「公務員の倫理について学ぶ」(国家公務員倫理審査会企画・制作)

係長級以下職員(期間業務職員を含む。)全員の受講を義務化。

(3) DVD研修教材による倫理法・倫理規程研修を実施

国家公務員倫理審査会が企画・制作したDVD教材を積極的に活用して、公務員倫理の涵養を図る。24.12月～25.3月の期間において、70官署で開催する。

対象者：全職員

実施官署：東京及び大阪航空局、札幌、東京、福岡及び那覇航空交通管制部、航空保安大学校及び岩沼研修センター、並びにすべての空港事務所等(外部講師によるコンプライアンス研修を実施する10の空港事務所を除く。)において実施する。

内容等：ケーススタディ用DVD「事例で学ぶ倫理法・倫理規程vol.7」

(4) 倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案について周知

人事院年次報告書にある倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案を全職員にメールにより周知する。

(5) 各職種毎に現場の管理職員が一同に会する先任会議等の場を活用して、現場の管理職員に対して服務・倫理について講義を実施

先任施設運用管理官会議及び先任航空管制官等会議を可能な限り活用して、現場の管理職員に対して職員管理室が服務・倫理について直近の事例等を交えて講義を実施する。

2. 発注者綱紀保持の徹底

(1) 職員に対し発注者綱紀保持規程の周知徹底

国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るため、関係法令の遵守はもとより、航空局発注者綱紀保持規程について周知徹底する。

(2) 事業者及び事業者団体に対し、発注者綱紀保持に係る取組を周知

現在、事業者及び事業者団体に対し、発注事務に係る綱紀保持に関する取組として、本局ホームページに、有資格者を対象とした発注者綱紀保持の取組みについての協力依頼を掲載。

3. 発注担当職員が事業者と応対する際のルールを徹底

(1) 事業者との応対については、原則として、受付カウンター等オープンな場所で、複数の職員により対応すること

(2) 個室における1人での応対禁止を徹底

(3) 外部からの不当な働きかけ、口利きに対しては、組織として毅然とした対応をとる

航空局発注者綱紀保持規程第12条により、職員は事業者等から不当な働きかけと思料する行為を受けたときには、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努める。

組織として受けとめ、組織として毅然とした対応するため、速やかに所属長等を経由し、所属部長等に報告する。

不当な働きかけについては、公表を行う。